

○ 白井市地域福祉団体の認定・登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の増進に関する事業を実施する、地域福祉団体の認定、登録を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 登録をしようとする団体は、次の各号すべての要件を満たす団体とする。

- (1) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教を支持し、宗教又は教団等を支持する宗教活動を行わない団体であること。
- (3) 特定の政党の利害に関する政治的な活動を行わない団体であること。
- (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治的活動を行わない団体であること。
- (5) 現に活動を行っており、原則として将来的に継続した活動が期待できる団体であること。
- (6) 組織及び活動に参加するものが新たに加わることができる団体であること。
- (7) 団体の構成員が5名以上で、構成員の半数以上が白井市民で構成されている団体であること。
- (8) 市内を活動の拠点とし、市内に事務所を有している団体であること。
- (9) 会則、規約又は定款が明記されている団体であること。
- (10) 代表者が白井市民であること。
- (11) 特定の学校、企業等の構成員のみによって組織されていない団体であること。
- (12) 次のいずれかの活動を団体の主たる活動として行う団体であること。

- ア 児童福祉活動
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉活動
- ウ 母子保健活動
- エ 障害者福祉（身体・知的・精神障害）活動
- オ 発達障害者支援活動
- カ 老人福祉活動
- キ 介護保険活動
- ク 更生保護活動
- ケ 生活困窮対策活動
- コ 民生委員活動
- サ 戦傷病者、戦没者遺族支援活動
- シ 権利擁護活動

2 白井市障害者地域活動支援センターの団体登録をしている団体（以下「支援センター使用団体」という。）については、第1項の要件を満たす団体とみなす。

(申請)

第3条 地域福祉団体の認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、白井市地域福祉団体認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則、規約又は定款
- (3) 事業計画書及び予算書

- (4) 事業報告書及び決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する添付書類は、申請者が市長又は教育委員会に対し、当該年度において同様の書類を既に提出済みであって、当該書類の使用に同意できるときは、前項1号及び第5号に掲げるものを除き省略することができる。

3 支援センター使用団体については、第1項の規定にかかわらず同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条により提出された申請書及び添付書類を審査し、認定の可否を決定し、申請者に対し白井市地域福祉団体認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 支援センター使用団体については、前項の規定にかかわらず認定を受けた団体とみなす。

(登録)

第5条 市長は、認定した地域福祉団体を登録するものとする。

2 登録事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の活動目的
- (3) 代表者の氏名
- (4) 団体の事務所の連絡先
- (5) その他市長が必要と認める事項

(登録事項の変更)

第6条 地域福祉団体は、前条第2項に定める登録事項の内容に変更を生じたときは、速やかに白井市地域福祉団体登録事項変更届（別記第3号様式）により市長に報告しなければならない。

(有効期間)

第7条 地域福祉団体の有効期間は、認定した日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、有効期間を短縮することができる。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を受けようとする地域福祉団体は、市長が指定する期間に、白井市地域福祉団体認定更新申請書（別記第4号様式）に必要な応じ第3条に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 市長は、地域福祉団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 当該団体からの申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、白井市地域福祉団体認定取消通知書（別記第5号様式）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。